

平成21年度北海道一般会計補正予算（第8号）

平成21年度北海道一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,511,374千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,101,595,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	528,165,517	△ 7,786,000	520,379,517
	1 道 民 税	187,320,357	△ 6,307,000	181,013,357
	2 事 業 税	78,648,438	6,295,000	84,943,438
	3 地 方 消 費 税	75,345,633	△ 7,011,000	68,334,633
	4 不 動 産 取 得 税	16,156,961	△ 1,084,000	15,072,961
	7 自 動 車 取 得 税	11,202,431	△ 2,321,000	8,881,431
	8 軽 油 引 取 税	53,006,430	2,225,000	55,231,430
	9 自 動 車 税	82,514,574	624,000	83,138,574
	12 核 燃 料 税	1,947,442	△ 207,000	1,740,442
2	地方消費税清算金	116,918,204	△ 6,418,040	110,500,164
	1 地方消費税清算金	116,918,204	△ 6,418,040	110,500,164
3	地方譲与税	50,350,000	△ 6,739,000	43,611,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方法人特別譲与税	34,503,000	△ 7,207,000	27,296,000
	2 地方揮発油譲与税	10,997,000	△ 1,937,000	9,060,000
	3 石油ガス譲与税	1,034,000	△ 68,000	966,000
	4 地方道路譲与税	3,630,000	2,525,000	6,155,000
	5 航空機燃料譲与税	186,000	△ 52,000	134,000
4 地方特例交付金		4,991,000	32,582	5,023,582
	1 地方特例交付金	3,636,000	△ 15,541	3,620,459
	2 特別交付金	1,355,000	48,123	1,403,123
5 地方交付税		690,092,972	145,990	690,238,962
	1 地方交付税	690,092,972	145,990	690,238,962
6 交通安全対策特別交付金		1,981,000	△ 21,000	1,960,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,981,000	△ 21,000	1,960,000
7 分担金及び負担金		35,202,802	△ 598,493	34,604,309
	1 分担金	2,957,172	169,206	3,126,378

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 負担金	32,245,630	△ 767,699	31,477,931
8 使用料及び手数料		26,158,708	△ 118,117	26,040,591
	1 使用料	15,332,475	△ 63,358	15,269,117
	2 手数料	756,128	△ 4,668	751,460
	3 証紙収入	10,070,105	△ 50,091	10,020,014
9 国庫支出金		506,330,793	27,636,107	533,966,900
	1 国庫負担金	112,141,833	△ 9,085	112,132,748
	2 国庫補助金	385,065,597	28,856,524	413,922,121
	3 委託金	9,123,363	△ 1,211,332	7,912,031
10 財産収入		13,720,749	△ 5,327,751	8,392,998
	1 財産運用収入	5,224,808	△ 108,502	5,116,306
	2 財産売払収入	8,495,941	△ 5,219,249	3,276,692
11 寄附金		123,143	66,369	189,512
	1 寄附金	123,143	66,369	189,512

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		46,307,600	△ 1,137,855	45,169,745
	1 特別会計繰入金	3,732,932	△ 267,696	3,465,236
	2 基金繰入金	42,574,668	△ 870,159	41,704,509
13 諸収入		341,148,094	△ 3,121,804	338,026,290
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,257,764	△ 492,682	1,765,082
	2 預金利子	97,616	△ 14,593	83,023
	3 貸付金収入	319,578,349	△ 2,142,543	317,435,806
	4 受託事業収入	4,502,227	△ 276,016	4,226,211
	5 収益事業収入	8,865,000	△ 652,487	8,212,513
	6 雑収入	5,847,138	456,517	6,303,655
14 道債		766,615,800	△ 23,426,522	743,189,278
	1 道債	766,615,800	△ 23,426,522	743,189,278
15 繰越金		0	302,160	302,160
	1 繰越金	0	302,160	302,160

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	3,128,106,382	△ 26,511,374	3,101,595,008

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,213,228	△ 47,974	3,165,254
	1 議 会 費	3,213,228	△ 47,974	3,165,254
2 総 務 費		255,978,321	△ 4,314,861	251,663,460
	1 総 務 管 理 費	111,112,791	2,985,638	114,098,429
	2 徴 税 費	94,114,109	△ 5,522,349	88,591,760
	3 学 事 宗 務 費	41,795,683	△ 961,969	40,833,714
	4 防 災 費	1,356,349	△ 31,119	1,325,230
	5 原子力安全対策費	550,863	△ 46,148	504,715
	6 危 機 管 理 費	885,437	△ 676	884,761
	7 領 土 復 帰 対 策 費	675,524	△ 3,690	671,834
	8 会 計 管 理 費	888,229	△ 40,339	847,890
	9 選 挙 費	3,852,198	△ 678,100	3,174,098
10 人 事 委 員 会 費	227,693	△ 5,771	221,922	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	519,445	△ 10,338	509,107
3 知事政策費		1,854,156	△ 31,132	1,823,024
	1 知事政策管理費	1,434,498	△ 49,901	1,384,597
	2 政策企画費	7,442	62,778	70,220
	3 国際交流費	412,216	△ 44,009	368,207
4 企画振興費		89,906,807	△ 1,938,983	87,967,824
	1 企画振興管理費	24,151,850	△ 480,522	23,671,328
	2 地域行政費	37,504,065	△ 694,692	36,809,373
	3 地域づくり支援費	7,063,264	△ 145,876	6,917,388
	4 地域主権費	227,673	△ 152,559	75,114
	5 科学 I T 振興費	5,707,644	△ 403,597	5,304,047
	6 新幹線・交通企画費	15,252,311	△ 61,737	15,190,574
5 環境生活費		11,025,181	△ 460,002	10,565,179
	1 環境生活管理費	3,799,359	△ 73,092	3,726,267

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 環境政策費	2,308,396	4,735	2,313,131
	3 環境保全費	773,846	△ 38,553	735,293
	4 循環型社会推進費	1,439,694	△ 321,378	1,118,316
	5 自然環境費	371,067	△ 17,221	353,846
	6 くらし安全費	1,036,466	△ 2,109	1,034,357
	7 道民活動文化振興費	1,103,434	△ 5,359	1,098,075
	8 女性対策費	192,919	△ 7,025	185,894
6 保健福祉費		405,564,539	△ 735,257	404,829,282
	1 保健福祉管理費	36,231,450	2,772,749	39,004,199
	2 医療政策費	8,927,422	3,729,642	12,657,064
	3 健康推進費	15,758,102	△ 304,874	15,453,228
	4 食品衛生費	1,038,907	△ 93,111	945,796
	5 医務業務費	109,735	△ 4,017	105,718
	6 国民健康保険費	103,733,765	△ 212,587	103,521,178

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 地域医師確保推進費	5,454,232	△ 25,369	5,428,863
	8 福祉援護費	38,382,785	△ 98,687	38,284,098
	9 高齢者保健福祉費	96,705,203	△ 6,695,441	90,009,762
	10 指導監査費	1,232,916	△ 2,288	1,230,628
	11 障害者保健福祉費	51,347,858	1,163,164	52,511,022
	12 子ども未来推進費	46,622,225	△ 973,246	45,648,979
	13 災害救助費	19,939	8,808	28,747
7 経 済 費		255,688,271	△ 1,273,224	254,415,047
	1 経 済 管 理 費	5,846,294	△ 21,403	5,824,891
	2 観光のくにつくり 推 進 費	779,241	△ 21,936	757,305
	3 商 工 金 融 費	191,265,731	△ 119,186	191,146,545
	4 産 業 振 興 費	676,427	△ 18,932	657,495
	5 商 業 経 済 交 流 費	223,993	△ 13,828	210,165
	6 産 業 立 地 費	19,802,532	△ 132,055	19,670,477

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 資源エネルギー費	3,433,191	△ 132,974	3,300,217
	8 雇用労政費	30,371,516	△ 761,952	29,609,564
	9 人材育成費	2,651,102	△ 28,854	2,622,248
	10 工鉱業試験調査費	207,057	△ 10,804	196,253
	11 労働委員会費	431,187	△ 11,300	419,887
8 農政費		177,330,410	3,202,637	180,533,047
	1 農政管理費	14,282,974	△ 532,259	13,750,715
	2 食品政策費	1,426,791	△ 435,335	991,456
	3 農産振興費	498,758	△ 5,493	493,265
	4 畜産振興費	2,561,464	△ 67,162	2,494,302
	5 技術普及費	291,093	△ 14,232	276,861
	6 農業経営費	3,461,190	△ 1,004,543	2,456,647
	7 農業支援費	7,743,869	△ 1,714,444	6,029,425
	8 農地調整費	1,221,891	△ 33,243	1,188,648

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 農村設計費	30,431,501	△ 1,349,970	29,081,531
	10 農業農村整備事業費	73,838,070	△ 256,430	73,581,640
	11 農業施設管理費	40,124,152	8,698,493	48,822,645
	12 農村計画費	254,621	△ 39,661	214,960
	13 農業試験費	1,194,036	△ 43,084	1,150,952
9 水産林務費		109,403,989	△ 5,480,007	103,923,982
	1 水産林務管理費	11,210,406	△ 447,939	10,762,467
	2 水産経営費	4,893,099	△ 538,460	4,354,639
	3 水産振興費	1,297,488	△ 25,548	1,271,940
	4 漁港漁村費	37,897,253	△ 678,390	37,218,863
	5 漁業管理費	2,491,236	△ 263,305	2,227,931
	6 林業木材費	19,082,585	△ 2,641,948	16,440,637
	7 森林計画費	3,828,598	△ 10,000	3,818,598
	8 森林整備費	9,897,167	△ 454,022	9,443,145

款	項	補正前の額	補正額	計
	9 治山費	13,965,341	△ 13,621	13,951,720
	10 森林活用費	491,201	△ 26,670	464,531
	11 道有林費	3,236,141	△ 318,037	2,918,104
	12 水産林業試験研究費	1,113,474	△ 62,067	1,051,407
10 建設費		375,189,160	△ 1,039,330	374,149,830
	1 建設管理費	67,060,561	△ 159,789	66,900,772
	2 道路橋りょう費	171,010,903	61,007	171,071,910
	3 河川費	80,765,915	△ 725,765	80,040,150
	4 空港港湾費	6,620,261	△ 143,527	6,476,734
	5 砂防海岸費	23,606,141	117,085	23,723,226
	6 建築指導費	1,045,975	△ 61,836	984,139
	7 住宅費	42,838	△ 9,890	32,948
	8 都市環境費	22,302,480	△ 79,837	22,222,643
	9 公園下水道費	2,604,879	△ 32,546	2,572,333

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 まちづくり推進費	100,118	△ 1,450	98,668
	11 営繕費	29,089	△ 2,782	26,307
11 警察費		131,813,289	△ 751,467	131,061,822
	1 警察管理費	124,665,444	△ 557,148	124,108,296
	2 警察活動費	2,934,051	△ 49,884	2,884,167
	3 交通安全施設費	4,213,794	△ 144,435	4,069,359
12 教育費		478,564,766	△ 3,281,118	475,283,648
	1 教育総務費	20,672,694	△ 710,179	19,962,515
	2 小学校費	184,117,285	△ 425,703	183,691,582
	3 中学校費	112,011,097	△ 771,076	111,240,021
	4 高等学校費	108,056,279	△ 744,724	107,311,555
	5 特別支援学校費	48,044,567	△ 546,803	47,497,764
	6 学校教育費	1,667,369	△ 57,796	1,609,573
	7 社会教育費	2,280,700	△ 30,433	2,250,267

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 保健体育費	1,714,775	5,596	1,720,371
13 災害復旧費		4,345,907	△ 2,553,655	1,792,252
	1 農地開発施設 災害復旧費	62,383	△ 47,988	14,395
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,428,017	△ 459,440	968,577
	3 土木施設災害復旧費	2,855,507	△ 2,046,227	809,280
14 公債費		734,516,223	△ 4,184,497	730,331,726
	1 公債費	734,516,223	△ 4,184,497	730,331,726
15 諸支出金		93,512,135	△ 3,622,504	89,889,631
	1 繰出金	4,893,113	394,695	5,287,808
	2 諸費	88,619,022	△ 4,017,199	84,601,823
歳出	合計	3,128,106,382	△ 26,511,374	3,101,595,008

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一般管理諸費	1,700,000	一般管理諸費	3,056,000
4 企画振興費	1 企画振興管理費	道州制北海道地域連携モデル事業費	874,900	道州制北海道地域連携モデル事業費	4,211,857
		—	—	地域活力基盤整備事業費	178,200
	3 地域づくり支援費	—	—	特定地域政策推進費	150,396
	5 科学IT振興費	—	—	情報通信格差対策事業費補助金	820,129
		—	—	電子自治体推進費	370,972
	6 新幹線・交通企画費	—	—	北海道新幹線鉄道整備事業費負担金	6,646,162
5 環境生活費	5 自然環境費	—	—	自然公園等整備費	17,000
6 保健福祉費	3 健康推進費	—	—	感染症対策事業費	2,800,000
8 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	220,000
	10 農業農村整備事業費	—	—	道営土地改良事業費	5,166,000
		—	—	道営農用地造成事業費	700,400
		—	—	団体営農用地造成事業費	492,600

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	道 営 農 地 防 災 事 業 費	175,000
		—	—	道 営 農 道 整 備 事 業 費	230,000
		—	—	道 営 農 村 綜 合 整 備 事 業 費	594,900
		—	—	団 体 営 農 村 綜 合 整 備 事 業 費	32,800
9 水産林務費	1 水産林務 管 理 費	公共事業事務費	26,472	公共事業事務費	129,872
		—	—	補助事業事務費	500
	4 漁港漁村費	水産物供給基盤 整 備 事 業 費	4,568,528	水産物供給基盤 整 備 事 業 費	5,483,728
	5 漁業管理費	—	—	漁 業 取 締 対 策 事 業 費	563,000
	6 林業木材費	—	—	地 域 林 業 活 性 化 対 策 事 業 費	106,500
	7 森林計画費	—	—	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 費	517,500
		—	—	森 林 居 住 環 境 整 備 事 業 費	395,000
	8 森林整備費	—	—	森 林 環 境 保 全 整 備 事 業 費	2,097,600
		—	—	森 林 居 住 環 境 整 備 事 業 費	48,000
	11 道有林費	—	—	公 共 事 業 費	96,700

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10 建設費	2 道路橋りょう費	道路公共事業費	476,300	道路公共事業費	4,979,500
		道路特別対策事業費	5,615,556	道路特別対策事業費	8,762,532
		地域活力基盤整備事業費	316,644	地域活力基盤整備事業費	4,663,068
	3 河川費	河川公共事業費	847,000	河川公共事業費	3,196,000
		ダム公共事業費	198,000	ダム公共事業費	689,000
		—	—	ダム負担工事費	350,000
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	40,000	砂防公共事業費	382,000
		—	—	海岸公共事業費	40,000
	8 都市環境費	街路公共事業費	1,713,000	街路公共事業費	2,746,000
		街路特別対策事業費	32,800	街路特別対策事業費	442,660
		地域活力基盤整備事業費	49,200	地域活力基盤整備事業費	661,740
	12 教育費	1 教育総務費	—	—	庁舎等整備費
4 高等学校費		—	—	高等学校設備整備費	15,537
5 特別支援学校費		特別支援学校校舎等管理費	94,406	特別支援学校校舎等管理費	150,741

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	特別支援学校 振興奨励費	53,417
13 災害復旧費	2 水産林業 施設災害 復旧費	—	—	林道災害復旧費 事業費	75,800

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和49年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,802,951千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、事務費及び資金経費について 1,726,677千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
昭和59年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,566千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 19,577千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額
平成元年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,720千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,728千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額 の合計額

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成6年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,250千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,258千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成11年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成17年度から平成21年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 13,967千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成22年度から平成26年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 13,974千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成21年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成21年度から平成22年度まで	元金について 30,599,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額
平成21年度河川受託工事に関する債務負担行為	—	—	平成21年度から平成22年度まで	119,506
平成21年度街路受託工事に関する債務負担行為	—	—	平成21年度から平成22年度まで	250,000

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	917,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	547,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道州制北海道 地域連携 モデル事業費	6,668,300	同 上	10% 以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,633,300	同 上	10% 以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
石狩西部広域 水道対策費	395,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	382,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
社会福祉 施設整備費	916,000	同 上	10% 以内	同 上	65,000	同 上	10% 以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	38,000	同 上	10% 以内	同 上	0	—	—	—
土地改良 事業費	15,671,000	同 上	10% 以内	同 上	14,703,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成 事業費	1,240,000	同 上	10% 以内	同 上	1,236,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 地 防 災 事 業 費	1,698,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,708,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備事業費	1,506,000	同 上	10%以内	同 上	1,370,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,129,000	同 上	10%以内	同 上	1,126,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	566,000	同 上	10%以内	同 上	27,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	14,638,000	同 上	10%以内	同 上	15,477,000	同 上	10%以内	同 上
農業試験場施設整備費	111,000	同 上	10%以内	同 上	11,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	9,945,000	同 上	10%以内	同 上	9,638,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	6,224,000	同 上	10%以内	同 上	6,075,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	802,000	同 上	10%以内	同 上	794,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	268,000	同 上	10%以内	同 上	48,000	同 上	10%以内	同 上
漁業取締船整備費	566,000	同 上	10%以内	同 上	36,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	1,334,000	同 上	10%以内	同 上	1,332,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
治山事業費	6,760,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,737,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時治山施設整備特別対策事業費	1,538,000	同 上	10%以内	同 上	153,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	2,659,500	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,659,100	同 上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	53,158,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	53,512,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時道路整備特別対策事業費	32,486,000	同 上	10%以内	同 上	17,407,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	28,053,000	同 上	10%以内	同 上	27,761,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	13,472,000	同 上	10%以内	同 上	13,450,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	4,356,000	同 上	10%以内	同 上	448,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港整備費	491,000	同 上	10%以内	同 上	490,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,922,000	同 上	10%以内	同 上	2,060,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
砂 防 費	6,820,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	6,771,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,197,000	同 上	10%以内	同 上	132,000	同 上	10%以内	同 上
災害関連事業費	5,000	同 上	10%以内	同 上	9,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	481,000	同 上	10%以内	同 上	492,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,687,000	同 上	10%以内	同 上	1,679,000	同 上	10%以内	同 上
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	1,313,000	同 上	10%以内	同 上	224,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	5,237,000	同 上	10%以内	同 上	5,233,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	3,991,000	同 上	10%以内	同 上	3,021,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	771,000	同 上	10%以内	同 上	710,000	同 上	10%以内	同 上
土地区画整理事業推進費	30,000	同 上	10%以内	同 上	25,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	966,000	同 上	10%以内	同 上	916,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	759,000	同 上	10%以内	同 上	39,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特別支援学校 施設整備費	2,652,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	537,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
耕地災害 復旧費	1,000	同上	10%以内	同上	0	—	—	—
漁港災害 復旧費	116,000	同上	10%以内	同上	96,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
林道災害 復旧費	28,000	同上	10%以内	同上	0	—	—	—
治山災害 復旧費	168,000	同上	10%以内	同上	85,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土木災害 復旧費	580,000	同上	10%以内	同上	166,000	同上	10%以内	同上
借換債	303,788,000	同上	10%以内	同上	301,694,000	同上	10%以内	同上
臨時財政 対策債	165,000,000	同上	10%以内 (ただし、 利率見直)	同上	165,074,878	同上	10%以内 (ただし、 利率見直)	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)				し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
減収補てん債	—	—	—	—	8,902,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	766,615,800				743,189,278			

平成21年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成21年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,265,484千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,082,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		538,184	101	538,285
	1 財産運用収入	538,184	101	538,285
2 繰入金		543,809,744	△ 1,265,585	542,544,159
	1 一般会計繰入金	431,806,408	△ 1,265,585	430,540,823
歳入	合計	544,347,928	△ 1,265,484	543,082,444

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		544,347,928	△ 1,265,484	543,082,444
	1 公 債 費	544,347,928	△ 1,265,484	543,082,444
歳 出 合 計		544,347,928	△ 1,265,484	543,082,444

平成21年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,114,189千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,256,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		64,558	△ 26,094	38,464
	1 一般会計繰入金	64,558	△ 26,094	38,464
2 繰越金		191,406	△ 65,388	126,018
	1 繰越金	191,406	△ 65,388	126,018
3 諸収入		3,929,511	△ 963,883	2,965,628
	1 貸付金収入	3,602,011	△ 965,171	2,636,840
	2 雑入	327,500	1,288	328,788
4 道債		184,960	△ 58,824	126,136
	1 道債	184,960	△ 58,824	126,136
歳入合計		4,370,435	△ 1,114,189	3,256,246

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,008,939	△ 337,966	670,973
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,008,939	△ 337,966	670,973
2 公 債 費		2,661,692	△ 556,118	2,105,574
	1 公 債 費	2,661,692	△ 556,118	2,105,574
3 諸 支 出 金		699,804	△ 220,105	479,699
	1 繰 出 金	699,804	△ 220,105	479,699
歳 出 合 計		4,370,435	△ 1,114,189	3,256,246

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	184,960	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	126,136	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.35%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,918千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,492,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		138,110	△ 31,521	106,589
	1 一般会計繰入金	138,110	△ 31,521	106,589
4 道債		240,486	△ 62,397	178,089
	1 道債	240,486	△ 62,397	178,089
歳入合計		1,586,221	△ 93,918	1,492,303

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業改良資金 貸付事業費		415,150	△ 333	414,817
	1 農業改良資金 貸付事業費	415,150	△ 333	414,817
2 就農支援資金 貸付事業費		650,192	△ 93,595	556,597
	1 就農支援資金 貸付事業費	650,192	△ 93,595	556,597
3 公 債 費		91,248	10	91,258
	1 公 債 費	91,248	10	91,258
歳 出 合 計		1,586,221	△ 93,918	1,492,303

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	240,486	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	178,089	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

平成21年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,070千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		320,045	△ 11,936	308,109
	1 使用料	320,045	△ 11,936	308,109
2 国庫支出金		29,000	△ 519	28,481
	1 国庫補助金	29,000	△ 519	28,481
3 繰入金		123,444	△ 350	123,094
	1 一般会計繰入金	123,444	△ 350	123,094
4 繰越金		100	14,408	14,508
	1 繰越金	100	14,408	14,508
5 諸収入		197,211	△ 5,273	191,938
	2 一般会計借入金	165,992	△ 5,273	160,719
6 道債		471,100	△ 1,400	469,700
	1 道債	471,100	△ 1,400	469,700

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	1,140,900	△ 5,070	1,135,830
合 計				

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		340,918	△ 3,972	336,946
	1 公共下水道事業費	340,918	△ 3,972	336,946
2 公 債 費		796,802	△ 960	795,842
	1 公 債 費	796,802	△ 960	795,842
3 諸 支 出 金		3,180	△ 138	3,042
	1 繰 出 金	3,080	△ 39	3,041
	2 諸 費	100	△ 99	1
歳 出 合 計		1,140,900	△ 5,070	1,135,830

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 公 共 下 水 道 費	471,100	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	469,700	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,434千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,884,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		549,258	△ 4,375	544,883
	1 負 担 金	549,258	△ 4,375	544,883
2 国庫支出金		1,609,000	△ 8,749	1,600,251
	1 国庫補助金	1,609,000	△ 8,749	1,600,251
3 繰 入 金		1,507,604	△ 18,734	1,488,870
	1 一般会計繰入金	1,507,604	△ 18,734	1,488,870
4 繰 越 金		100	7,090	7,190
	1 繰 越 金	100	7,090	7,190
5 諸 収 入		7,277	7,334	14,611
	1 雑 入	7,277	7,334	14,611
6 道 債		2,232,800	△ 4,000	2,228,800
	1 道 債	2,232,800	△ 4,000	2,228,800

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳	入	5,906,039	△ 21,434	5,884,605
合 計				

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		2,682,294	△ 16,963	2,665,331
	1 流域下水道事業費	2,682,294	△ 16,963	2,665,331
2 公 債 費		3,209,895	△ 10,330	3,199,565
	1 公 債 費	3,209,895	△ 10,330	3,199,565
3 諸 支 出 金		13,850	5,859	19,709
	1 繰 出 金	11,850	△ 536	11,314
	2 諸 費	2,000	6,395	8,395
歳 出 合 計		5,906,039	△ 21,434	5,884,605

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	31,542

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	2,232,800	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,228,800	総務省、財務省その他の借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成21年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,747,050千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,395,716千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,614,251	△ 103,828	5,510,423
	1 使用料	5,614,251	△ 103,828	5,510,423
2 国庫支出金		4,088,073	△ 150,175	3,937,898
	1 国庫補助金	4,088,073	△ 150,175	3,937,898
3 財産収入		465,551	△ 410,101	55,450
	1 財産運用収入	15,280	2,837	18,117
	2 財産売却収入	450,271	△ 412,938	37,333
4 繰入金		3,295,488	521,000	3,816,488
	1 一般会計繰入金	2,750,915	521,000	3,271,915
5 繰越金		100	280,522	280,622
	1 繰越金	100	280,522	280,622
6 諸収入		3,389,303	148,532	3,537,835

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計借入金	3,217,659	162,818	3,380,477
	2 雑入	171,644	△ 14,286	157,358
7 道債		7,290,000	△ 2,033,000	5,257,000
	1 道債	7,290,000	△ 2,033,000	5,257,000
歳入合計		24,142,766	△ 1,747,050	22,395,716

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		10,002,466	△ 627,733	9,374,733
	1 道営住宅事業費	10,002,466	△ 627,733	9,374,733
2 公 債 費		13,101,210	△ 1,116,030	11,985,180
	1 公 債 費	13,101,210	△ 1,116,030	11,985,180
3 諸 支 出 金		1,039,090	△ 3,287	1,035,803
	1 繰 出 金	1,039,080	△ 3,277	1,035,803
	2 諸 費	10	△ 10	0
歳 出 合 計		24,142,766	△ 1,747,050	22,395,716

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	4,504,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,494,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借 換 債	2,786,000	同 上	10%以内	同 上	1,763,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	7,290,000				5,257,000			

議案第107号

平成21年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,289千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,999,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		33,944	5,317	39,261
	1 財産運用収入	33,944	5,317	39,261
2 繰入金		422,487	△ 49,606	372,881
	1 一般会計繰入金	156,833	△ 49,606	107,227
歳入	合計	59,043,752	△ 44,289	58,999,463

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		30,932,752	△ 44,289	30,888,463
	1 公 債 費	30,932,752	△ 44,289	30,888,463
歳 出 合 計		59,043,752	△ 44,289	58,999,463

平成21年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成21年度北海道病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	294,190人	△ 34,678人	259,512人
外 来	399,300人	△ 42,308人	356,992人
(4) 一日平均患者数			
入 院	806人	△ 95人	711人
外 来	1,650人	△ 175人	1,475人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	18,203,192千円	△ 658,784千円	17,544,408千円
第1項 医業収益	10,654,904千円	△ 1,043,262千円	9,611,642千円
第2項 医業外収益	7,540,288千円	51,434千円	7,591,722千円
第3項 特別利益	8,000千円	333,044千円	341,044千円
支 出			
第1款 病院事業費用	19,515,274千円	△ 326,069千円	19,189,205千円
第1項 医業費用	16,807,025千円	△ 343,694千円	16,463,331千円
第2項 医業外費用	2,700,249千円	17,625千円	2,717,874千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,005,508千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額961,658千円」に、「当年度分損益勘定留保資金754,767千円及び繰越現金250,741千円」を「当年度分損益勘定留保資金417,107千円及び繰越現金544,551千円」に改め、資本的収

入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,717,443千円	43,850千円	1,761,293千円
第3項 固定資産売却代金	0千円	43,850千円	43,850千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費 10,098,374千円」を「(1)職員給与費 10,074,574千円」に、「(2)交際費150千円」を「(2)交際費20千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第8条中「2,256,088千円」を「2,150,739千円」に改める。

平成21年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成21年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	284,881,000キロワット時	30,467,000キロワット時	315,348,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
シューパロ発電所 建設事業	189,644千円	△ 12,480千円	177,164千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	3,285,639千円	55,006千円	3,340,645千円
第1項 営業収益	3,275,309千円	26,408千円	3,301,717千円
第2項 財務収益	3,161千円	3,553千円	6,714千円
第3項 営業外収益	7,169千円	25,045千円	32,214千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,851,072千円	△ 69,828千円	2,781,244千円
第1項 営業費用	2,084,873千円	△ 156,847千円	1,928,026千円
第2項 財務費用	620,294千円	△ 432千円	619,862千円
第3項 営業外費用	129,945千円	50,579千円	180,524千円
第4項 特別損失	15,960千円	36,872千円	52,832千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,311,606千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,302,845千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,100,155千円、当年度分損益勘定留保資金201,642千円及び当年度資本的収支調整額9,809千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,295,879千円及び当年度資本的収支調整額6,966千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のと

おり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	145,041千円	△ 17,963千円	127,078千円
第3項 負 担 金	76千円	△ 3千円	73千円
第4項 雑 収 入	17,960千円	△ 17,960千円	0千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,456,647千円	△ 26,724千円	1,429,923千円
第1項 建 設 改 良 費	267,078千円	△ 70,207千円	196,871千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,189,569千円	43,483千円	1,233,052千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費564,831千円」を「(1)職員給与費538,791千円」に改める。

平成21年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成21年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給水事業所数	78箇所	2箇所	80箇所
(2) 年間総給水量	90,615,749立方メートル	133,836立方メートル	90,749,585立方メートル
(3) 一日平均給水量	248,262立方メートル	367立方メートル	248,629立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
苫小牧地区 工業用水道改修事業	818,055千円	△ 5,089千円	812,966千円
苫小牧地区第二 工業用水道改修事業	89,897千円	△ 10,705千円	79,192千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金125,777千円」を「一般会計から長期借入金102,946千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,066,353千円	34,748千円	2,101,101千円
第1項 営業収益	1,795,109千円	3,304千円	1,798,413千円
第2項 営業外収益	257,347千円	2,761千円	260,108千円
第3項 特別利益	13,897千円	28,683千円	42,580千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,270,422千円	△ 149,392千円	2,121,030千円
第1項 営業費用	1,717,144千円	△ 142,102千円	1,575,042千円
第2項 営業外費用	553,278千円	△ 8,384千円	544,894千円
第3項 特別損失	0千円	1,094千円	1,094千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,236千円」を「資本的収入額が資

本的支出額に対し不足する額631,304千円」に、「過年度分損益勘定留保資金158,009千円、当年度分損益勘定留保資金445,985千円及び当年度資本的収支調整額42,242千円」を「過年度分損益勘定留保資金151,061千円、当年度分損益勘定留保資金432,014千円及び当年度資本的収支調整額48,229千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,276,885千円	△ 29,208千円	3,247,677千円
第1項 企業債	853,000千円	△ 26,000千円	827,000千円
第2項 補助金	2,243,897千円	△ 6,885千円	2,237,012千円
第5項 他会計からの長期借入金	8,641千円	△ 2,466千円	6,175千円
第6項 固定資産売却代金	8,942千円	6,143千円	15,085千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,923,121千円	△ 44,140千円	3,878,981千円
第1項 建設改良費	1,296,491千円	△ 48,498千円	1,247,993千円
第2項 企業債償還金	2,591,097千円	2,690千円	2,593,787千円
第3項 返 還 金	35,533千円	1,668千円	37,201千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工業用水道 改 修 事 業	千円 143,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 128,000	総務省、財務省その他のからの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区 工業用水道 改 修 事 業	621,000	同 上	10% 以内	同 上	620,000	同 上	10% 以内	同 上
苫小牧地区 第二工業用水道 改 修 事 業	89,000	同 上	10% 以内	同 上	79,000	同 上	10% 以内	同 上

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条中「(1)職員給与費356,509千円」を「(1)職員給与費346,543千円」に改める。